

「ぎふグリーン・ライフ推進員」制度実施要綱

（目的）

第1条 本制度は、花・みどりに関する知識や技能を持ち、花・みどりの活動をリードできる人材を「ぎふグリーン・ライフ推進員」（以下「推進員」という。）として岐阜県が登録し、花・みどりの活動を行う自治会、学校、企業等（以下「活動団体」という。）に対し情報提供を行うことにより、県内の花・みどりの活動の推進に資することを目的とする。

（推進員の役割）

第2条 推進員は、活動団体からの依頼に応じて、花・みどりの活動に関する技術指導や相談対応等の支援を行うものとする。

（登録要件）

第3条 推進員は、次の各号に定める要件を全て満たす者のみ登録することができる。

- 一 満18歳以上の者であること。
- 二 花・みどりに関する活動について豊富な経験を持つ岐阜県が指定する団体等からの推薦者若しくは岐阜県又は第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会が実施する養成講座を修了した者であること。
- 三 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は同法同条第2号に定める暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- 四 推進員の活動に関わって営利活動、宗教活動又は政治活動を行う者でないこと。

（登録）

第4条 推進員への登録を希望する者は、「ぎふグリーン・ライフ推進員登録申請書」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は速やかに内容を審査し、推進員として登録することが適当と認められるときは、登録証を交付するものとする。

（登録期間）

第5条 推進員の登録期間は、登録が完了した日から起算して2年を経過した以後における最初の年度末とする。

（登録の更新）

第6条 推進員は、登録期間中の活動実績が認められる場合は、登録を更新することができる。

- 2 推進員の登録の更新を希望する者は、登録期間満了日の1月前までに、「ぎふグリーン・ライフ推進員登録更新申請書」（様式第2号）を知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の申請があった場合は速やかにその内容を審査し、その結果を「ぎふグリーン・ライフ推進員登録更新結果通知書」（様式第3号）により本人に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第7条 推進員は、登録事項に変更が生じたときは、「ぎふグリーン・ライフ推進員登録事項変更届出書」（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（登録の取消し）

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- 一 第3条に定める登録要件を満たさないことが判明した場合
 - 二 登録辞退の申出があった場合
 - 三 登録者の所在が不明となり、連絡不能となった場合
 - 四 登録者が死亡した場合
 - 五 推進員の信頼性を著しく損なう行為等を行った場合
 - 六 その他公共の利益に反する行為を行った場合
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を「ぎふグリーン・ライフ推進員登録取消通知書」（様式第5号）により本人に通知するものとする。ただし、前項第三号又は第四号に該当する場合はこの限りでない。

（登録者情報の利用）

第9条 推進員の登録者情報の提供を希望する活動団体（以下「依頼者」という。）は、「ぎふグリーン・ライフ推進員情報提供依頼書」（様式第6号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項による依頼があったときは、推進員が同意した範囲の登録者情報を依頼者に通知するものとする。
- 3 推進員に支援を依頼する場合は、依頼者と推進員との協議により、双方の責任において実施することとし、県はその成果を保証するものではなく、またその他一切の責任を負わないものとする。

（実績報告）

第10条 推進員の支援を受けた依頼者は、支援終了後、速やかに「ぎふグリーン・ライフ推進員支援報告書」（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（費用の負担等）

第11条 県は、推進員が行う支援に対し、報奨金等の支給は行わない。ただし、依頼者が推進員に直接支給する報奨金等を推進員が受け取ることは妨げない。

(事務局)

第 12 条 推進員制度に関わる事務については、岐阜県都市建築部リニア未来都市局公園緑地課が行う。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。